

不適切なサービス管理及び管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
住宅まちづくり部 都市居住課	<p>職員Aの出勤簿を確認したところ、当該日において早退ありとなっていた。原因を調査すると、管内出張（宅着）をしていたにもかかわらず、出張入力を怠っており、旅費についても未払であった。</p> <table border="1" data-bbox="555 548 1513 684"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 548 970 596">出張先</th> <th data-bbox="970 548 1255 596">旅行日</th> <th data-bbox="1255 548 1513 596">旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 596 970 684">茨木市</td> <td data-bbox="970 596 1255 684">令和元年7月12日</td> <td data-bbox="1255 596 1513 684">1,180円</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	旅行日	旅費の額	茨木市	令和元年7月12日	1,180円	<p>検出事項について、速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に係るシステムの取扱いについて職員に周知徹底すること。</p> <p>また、所属のチェック体制を強化する等の措置を講じられたい。</p>	<p>未払旅費については、追給手続きを行い、支払を行った。</p> <p>また、所属職員に対し、出張に係るシステムの取扱いについてあらためて周知徹底を図った。</p> <p>今後、所属において、職員の出張入力等を複数職員で確認するとともに、関係法令に基づき、適正な事務執行を行う。</p>
出張先	旅行日	旅費の額							
茨木市	令和元年7月12日	1,180円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年6月11日から同年8月31日まで）